

1 はじめに

菰野町は平成21年4月現在、人口40,784人、65歳以上人口8,361人、高齢化率は20.5%である。また、介護保険利用者が約1,000人、障害者手帳保持者1,754人となっており、判断能力に支障があり支援が必要と想定できる方々の数は、認知症高齢者で推定350名、知的及び精神障害者約350名、合計約700名である。

これらの方々の多くは、家族の扶養及び支援により、何とか生活を続けていると思われる。しかし、その家族力は低下の一途をたどり、判断能力を社会的に支援する必要性のある方々が増えているのも事実である。

地域福祉権利擁護事業の利用者については、平成21年11月時点で30名、法人後見受任者が2名、第三者の後見人が付いている方が社協把握で2名となっており、上記の判断能力に支援があり支援が必要と想定できる方の5%となっている。

菰野町社協では、入所施設からの法人後見の実施要望や、地域福祉権利擁護事業では対応できない在宅者の後見人不在問題等が上がり、弁護士、入所施設、学識経験者、社会福祉士、県社協、民生委員、行政職員を交え法人後見実施の可能性を検討した。その結果、今後の権利擁護のあり方、判断能力の支援を第三者に求める方々の増加、行政的支援の限界等を勘案する中で、当面、どうしても後見人が見つからない方々の支援のために、社協が後見人となる法人後見業務を実施することを決定した。

2 菰野町の権利擁護活動の状況

(1) 相談支援活動

菰野町における権利擁護の相談支援活動は、町健康福祉課はもちろんであるが、高齢者については、主に菰野町地域包括支援センターが、高齢者の虐待や後見等の相談支援にあたっている。(平成20年度 虐待相談33件 権利擁護10件 消費者被害5件) また、障がい者については、菰野町社会福祉協議会の相談支援機能で対応している。

(2) 地域福祉権利擁護事業の状況

菰野町の地域福祉権利擁護事業は、四日市市社会福祉協議会が基幹社協として、事業展開を行っており、その協力を菰野町社会福祉協議会が行っている状況である。

平成21年11月15日現在 利用者30名 菰野町担当生活支援員9名

(3) 成年後見制度の状況

菰野町の被後見人等の状況は、発表されていないため、実態は把握できていない状況である。そのため、菰野町社会福祉協議会で現在把握されている第三者で後見等を受けている方は、法人後見等が2名、弁護士等の専門職での後見等2名となっている。

(4) その他の保証機能の状況

菰野町において、上記の活動以外に把握されているもので、町外の非営利団体が行っている保証機能があるが、利用者は把握できていない。

3 法人後見活動の概要

(1) 概要

上述したように、菰野町において第三者後見人を見つけることが困難なケースが発生してきたことを背景として、菰野町社会福祉協議会が法人後見を受任することを始めることとなった。しかし、菰野町社会福祉協議会は、色々な在宅サービスを実施しており、後見人となると利益相反することが十分予測された。また、人の人生を左右する重大な業務を受任し、活動していくためには、利益相反を極力排除し、その活動を第三者的に監視し支える仕組み、及び職員の資質の担保が必須であるため、法人後見業務要綱及び法人後見委員会設置要綱を策定して、これに従い事業運営を行っている。

(2) 業務の趣旨

後見業務は、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者等の意思決定が困難な者の判断能力を補うため、本会が成年後見人、保佐人、補助人又は後見監督人（以下「後見人等」という。）となり、被後見人等の財産管理、身上監護を行い、その権利を擁護することとした。

(3) 対象者

法人後見人等の受任の対象者は、菰野町内に在住している者とし、他に適切な後見人等を得られない者とした。また、菰野町長が法定後見の開始の審判を申立てた場合も含まれている。

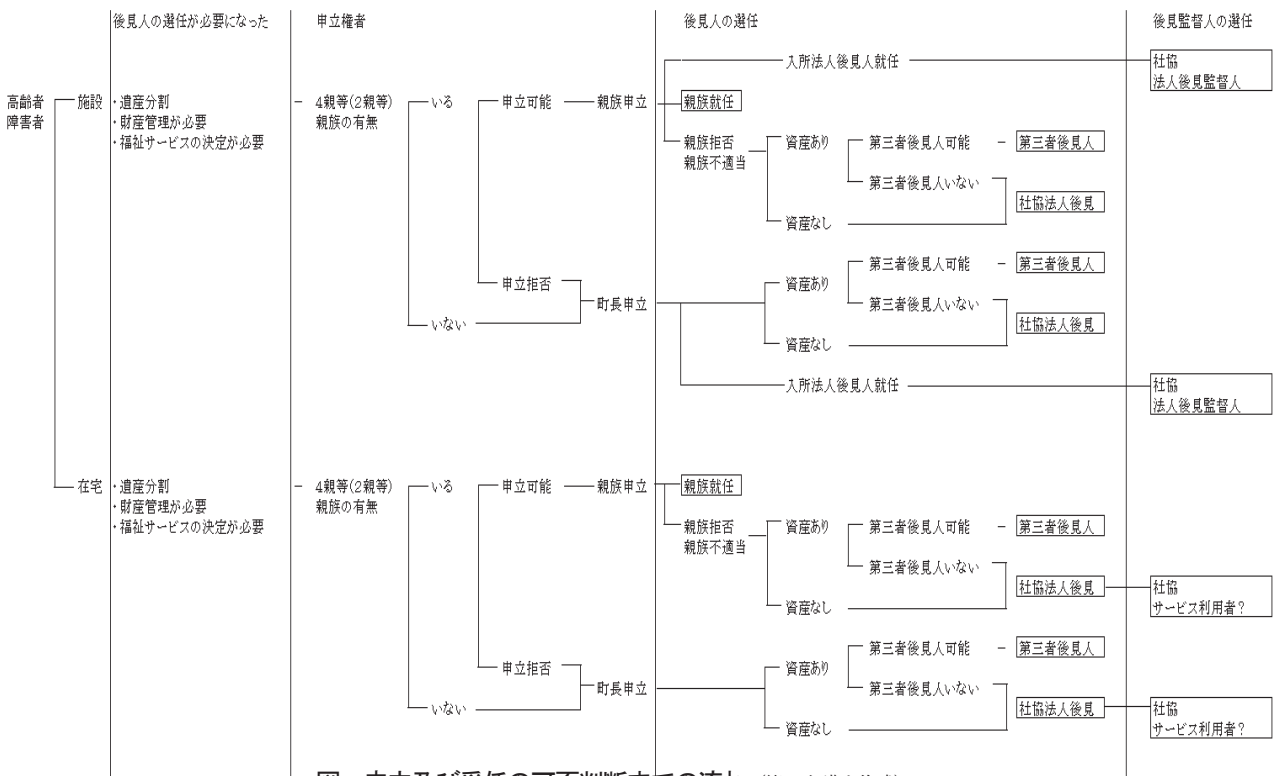


図 申立及び受任の可否判断までの流れ (熊田弁護士作成)

(4) 財産の保管

被後見人等の財産のうち、動産類や権利証等の重要書類は、本会が契約する金融機関の貸金庫において保管することとし、通常日常的に使用するものは、本会事務所に備える耐火性の保管庫に保管することとしている。

(5) 法人後見委員会

①設置目的

法人後見業務の中立性、公正性及び的確性を確保することを目的としている。

②委員会業務

- ・法人後見人、法人後見監督人等の受任に係る適否に関する審議
- ・後見業務における財産管理計画及び身上監護計画の承認
- ・類型移行申立申請の承認
- ・後見人等の辞任申立申請の承認
- ・後見業務対象者の支援方針・処遇に関する相談支援
- ・後見業務における財産及び日常的金銭管理等の監査
- ・その他、本会会長が必要と認めること

③委員会権限

委員会の権限は、本会に対しいつでも実施状況の報告を求めることができるとし、後見業務の遂行が適正に行われていないと判断される場合は、後見業務の適正実施を求め、改善されない場合は中止を求めることができることとした。

④委員会組織

委員会は、成年後見制度に関し識見を有する者8名以内をもって構成し、中立公正を担保するために理事会から独立して設置する。

⑤委員

委員は、委員の欠格事項を定めており、次の選出区分から本会会長が委嘱し、任期2年としている。

- ・弁護士
- ・社会福祉士
- ・医師
- ・学識者
- ・福祉施設代表
- ・民生委員代表
- ・菰野町役場担当課長
- ・本会理事（会長及び常務理事を除く）

4 実情からくる課題

上記の内容で、法人業務を平成21年8月から受任し始めており、現在在宅の高齢者1名と施設入所者1名を受任している。

地域ケア体制整備は、まさしく高齢者のノーマライゼーションの具現化である。

福祉や介護サービスが必要な方々が、地域住民の一人として地域の中で安心、安全、いきいきと暮らし続けていくためには、権利擁護の仕組みは必要不可欠となっている。

しかし、その部分の整備は遅れているといわざるを得ない。

権利擁護関係の中心事業が、地域福祉権利擁護事業であるが、その実態は、担当件数が急増しているにも関わらず予算的措置が厳しく、その責任や財政負担を実施者である市町社協が被っている

のが現状である。

また、成年後見制度で、第三者後見人が少ないのも現状であり、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等でも取り組んではいるものの、責任の重さやその活動実態に沿った経費が無い場合もあり、第三者後見を求める声に応じきれなくなっているのが現状である。

第三者後見を求める声は増大するが、それを支える財政的問題及び専門家の量的問題があることと、身上監護の意味を汲むと、今後の方向性は、地域住民がある程度この部分を負担してもらうことが必要である。

また、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度には、医療同意や入院保証、借家に入居する保証人などの保証問題が課題となっている。

5 今後の継続していくための提言

(1) 地域福祉権利擁護事業の一層の充実

この事業利用者は、まさしくある程度の判断能力があり、住み慣れた自宅で生活を行っていきたいと思っている方々が多い。

菰野町社協が協力支援している方は 30 名いるが、その中で在宅生活者が 60%を占めている。この在宅生活者の多くは、この支援が無いと施設生活を余儀なくされる。また、負債を抱える利用者が在宅生活者の約半分となっており、この事業で支援を行っているため、税金、社会保険料、公共料金、借金等の支払いや返済がスムーズに代行されている。

これらの実績からも、その方の尊厳を守る意味及び費用面からも、十分な効果が出ているため、今後も積極的かつ早急に充実を図る必要がある。

(2) 第三者後見人、法人後見等の整備とその財源の確保

上記の地域福祉権利擁護事業は、福祉サービス利用支援のため、業務の範囲が狭く、日常生活を支えるには弱い。そのため、後見への移行が不可欠になるが、その担い手が無く、第三者に求めることとなるが、その報酬が払えない方も多くなると予測される。

その方々は、最終的には措置となると思われるが、多くが措置とし、その方々の身上監護等の業務を行っていくことになるが、現実的とはいえない。それを回避し、尊厳の守れる施策として、法人後見等の整備が必要である。特に第三者制と信頼性の問題から行政が関与することは必須である。

(3) 市民後見人等の養成、その支援体制の整備

法人後見だけでは、費用的にも人的にも限度があるため、今の段階から、ボランティアな活動を促進していく施策が必要である。

しかし、ボランティアな市民後見人にすべてを負担させることは、現段階としては、現実的でなく、また事故が起きる可能性も大きいため、市民後見人を支援、監督する仕組みが必要である。

(4) 安心な保証機能事業の早期開発

成年後見でも解決できないことが、医療同意や入院保証、住宅等の借用保証である。この保証を、非営利団体等で行っているが、高額な費用等も必要であるため、その保証を統一してできる団体などを設立するなどの仕組みづくりが急務である。

参考図（菰野町社協による法人後見受任実施後の各機関関係図）

